

平成 28 年 4 月 11 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

産前・産後ヘルパー利用費補助事業

家事支援のヘルパーを利用した場合、
利用料の一部を補助します。

市では、平成 28 年 4 月から、身内から家事等の支援を受ける事ができない妊産婦の属する世帯に対し、家事等支援を受けるために利用したヘルパー利用料について、1 時間 350 円を補助する事業を開始しています。

該当者

豊川市内に住所を有する者で、身内から日中に援助を得られず、家事等を行う事が困難な状況にある者

利用期間

妊婦・・・母子健康手帳の交付を受けた日から

産婦・・・出産の翌日から 2 か月。多胎出産の場合は、6 か月。

利用内容

食事の支度及び片付け

食材又は生活必需品の買い物

衣類の洗濯補修

居室の掃除及び整理整頓

沐浴の準備及び方付け 等

利用を希望される方は、豊川市保健センターに申請が必要です。
お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】

豊川市役所 子ども健康部 保健センター 竹下
TEL:0533-89-0610 Eメール: hokens@city.toyokawa.lg.jp